議案第9号

大野市教育委員会の所管に係る大野市行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

令和3年1月26日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

行政手続きのオンライン化を進め、利便性の向上と効率化を図るため

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育委員会の所管に係る大野市行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大野市教育委員会の所管に係る大野市行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する条例施行規則(平成19年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改 正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

別表を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大野市教育委員会の所管に係る大野市行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例施行規則

(平成19年3月27日教委規則第4号)

令和3年 月 日教委規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第36号。以下「情報通信技術利用条例」という。)の施行に関し、他の条例等に特段の定めがある場合を除くほか、大野市教育委員会(大野市教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものを含む。)が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(手続等の指定)

第2条 この規則の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。

(電子情報処理組織による手続等)

第3-2条 情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定により、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、大野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年規則第4号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

别表 (第9条関係)

条例等の名称	条項
大野市立学校施設の利用に関する条例施行規則	第3条
大野市生涯学習センター管理運営規則	第 5 条
大野市公民館管理運営規則	第 5 条
大野市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則	第 4 条